

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工振興課 No.001

処 分 名	小口特別融資あっ旋の取消し
処 分 の 概 要	融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後 45 日以内に借入手続を完了しないときは取消しすることができるとするものです。また、融資あっ旋を受けた者が貸付金の融資目的以外での使用や、不正行為があったときにも、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができるとするものです。
根拠条例等・条項	春日部市小口資金融資あっ旋条例（平成 17 年条例第 128 号）第 12 条
処 分 基 準	融資あっ旋の申込者は企業の資金計画に基づいて申し込んできているため、期限内に借入手続きを完了しないということは特別な事情が発生しない限りあり得ないことから取り消し処分に至ることは稀であり、処分を下すためには個別具体的な判断を要するため、処分基準を設定しません。 なお、あっ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあるため、融資の目的外使用や不正行為があれば、そちらの方からもチェックが入ります。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 26 年 4 月 1 日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市小口特別融資あっ旋条例

(融資あっ旋の取消し)

第12条 市長は、融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後45日以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。

2 市長は、融資あっ旋を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。

(1) 貸付金を融資の目的以外に使用したとき。

(2) その他不正の行為があったとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工振興課 No.002

処 分 名	中小企業近代化資金融資あっ旋の取消し
処 分 の 概 要	<p>融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後45日以内に借入手続を完了しないときは取消しすることができるとするものです。</p> <p>また、融資あっ旋を受けた者が貸付金の融資目的以外での使用や、不正行為があったときにも、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができるとするものです。</p>
根拠条例等・条項	春日部市中小企業近代化資金融資あっ旋条例（平成17年条例第127号）第12条
処 分 基 準	<p>融資あっ旋の申込者は企業の資金計画に基づいて申し込んできているため、期限内に借入手続きを完了しないということは特別な事情が発生しない限りあり得ないことから取り消し処分に至ることは稀であり、処分を下すためには個別具体的な判断を要するため、処分基準を設定しません。</p> <p>なお、あっ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあるため、融資の目的外使用や不正行為があれば、そちらの方からもチェックが入ります。</p>
設 定 年 月 日	最終改正：平成26年4月1日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市中小企業近代化資金融資あっ旋条例

(融資あっ旋の取消し)

第12条 市長は、融資あっ旋の決定を受けた者が融資あっ旋の決定後45日以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。

2 市長は、融資あっ旋を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。

(1) 貸付金を融資の目的以外に使用したとき。

(2) その他不正の行為があったとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 No.003

処 分 名	勤労者住宅資金融資あつ旋の取消し
処 分 の 概 要	利用資格の決定を受けた者が、利用資格決定後3か月以内に借入 手続を行わないときや、貸付対象者の要件を欠くに至ったとき、利 用申込みの内容に偽りがあったとき、その他不正な行為があったと きは決定を取消しすることができるとするものです。
根拠条例等・条項	春日部市勤労者住宅資金融資あつ旋規則（平成17年規則第155号） 第10条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得な いものであり、規則の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であ るため、処分基準を設定しません。 なお、あつ旋後は、中央労働金庫の審査もあります。
設 定 年 月 日	最終改正：令和4年4月1日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市勤労者住宅資金融資あっ旋規則

(利用資格決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により利用資格の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 利用資格決定後3か月以内に借入手続を行わないとき。
- (2) 第3条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 利用申込みの内容に偽りがあったとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

不利益処分の処分基準

担当部署:環境経済部商工振興課

No.004

処 分 名	特定工場の準則不適合の場合における変更命令
処 分 の 概 要	<p>工場立地法は、工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率等を準則で定め、工場を新・増設する際、届出内容がこの準則に適合しない場合は、原則として市長から勧告を受けます。</p> <p>また、特定工場の周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、勧告に従わないことで事態の除去が著しく困難となると認められるときは、変更命令を受けることとなります。</p>
根拠法令等・条項	工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第十条
処 分 基 準	工場立地法第九条第二項の勧告（周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすと認められるときに行う）を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより、同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときに行う。
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

◆工場立地法

(届出)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一つの団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下単に「市町村長」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りではない。

一 氏名又は名称及び住所

二 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては、加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）

三 特定工場の設置場所

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合 当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき 当該工場集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設（以下この号及び第八条第一項第二号において「隣接緑地等」という。）の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額（第八条第一項第二号において「負担総額」という。）及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる主務省令で定める物質（以下「汚染物質」という。）の最大排出予定量並びにその予定量を超えないこととするための当該汚染物質に係る

燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置

七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

2 前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを市町村長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同号の事項については、この限りではない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）を市町村長に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項

二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(勧告)

第九条 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 特定工場の新設又は第七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更（以下「新設等」という。）によってその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の新設等をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することとするのが国民経済上極めて適切なものであると認められるとき。

2 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予測される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 前二項の勧告は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出のあつた日から六十日以内にしなければならない。

(変更命令)

第十条 市町村長は、前条二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項

の変更を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、当該勧告に届出のあつた日から九十日以内にしなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 No.005

処 分 名	企業誘致奨励措置の指定取消し
処 分 の 概 要	指定業者が次の①～⑤に当該する場合は、その指定を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市企業誘致条例（平成 24 年条例第 46 号）条例第 4 条第 9 条 春日部市企業誘致条例施行規則（平成 24 年規則第 75 号）規則第 11 条
処 分 基 準	市長は、指定業者が下記のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができます。 ①次の指定要件に該当しなくなったとき ・敷地面積が 1,000 平方メートル以上 ・延床面積が 300 平方メートル以上 ・常時雇用従業員数が 10 人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が 5 人以上 ②事業を廃止したとき、又は廃止状況と認められたとき ③指定業者が公害を発生させ、その排除のために必要な措置をとらないとき ④当該事業の用途以外で運営したとき ⑤虚偽や不正な手段で奨励金を受けたとき
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/shokogyo/kigyoyuchiannai/8415.html

■春日部市企業誘致条例

(奨励措置の対象者の指定)

第四条 市長は、工場等を新設する者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 延床面積が300平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が5人以上であること。

(指定の取り消し)

第九条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の指定要件に該当しなくなったとき。
- (2) 事業を廃止したとき、又は廃止の状況にあると認められるとき。
- (3) 工場等において公害を発生させ、その排除のために当該工場等の施設改善その他必要な措置を講じないとき。
- (4) 工場等を当該事業以外の用途に供したとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。

■春日部市企業誘致条例施行規則

第十一条 条例第9条の規定による企業誘致奨励措置の指定の取消しは、企業誘致奨励措置取消通知書により行う。

■行政不服審査法

教示1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができる。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となる。)、提起することができる。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない。